

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 佐々木 茂光

- 1 日時
平成30年3月1日（木曜日）
午前10時2分開会、午後1時48分散会
（うち休憩 午前11時24分～午前11時41分、午前11時59分～午後1時2分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐々木茂光委員長、阿部盛重副委員長、伊藤勢至委員、小野共委員、柳村岩見委員、
工藤勝博委員、五日市王委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、
遠藤道路都市担当技監、八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、
沖野建設技術振興課技術企画指導課長、田中道路建設課総括課長、
白旗道路環境課総括課長、岩淵河川課総括課長、佐々木河川課河川開発課長、
大久保砂防災害課総括課長、藤井都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、矢内下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
 - (2) 企業局
畠山企業局長、菊池次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、
藤原経営総務室経営企画課長、細川業務課総括課長、村上業務課電気課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 県土整備部関係
(議案)

- ア 議案第67号 平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）
- 第1条第2項第1表中
- 歳出 第6款 農林水産業費
- 第3項 農地費中 県土整備部関係
- 第8款 土木費
- 第11款 災害復旧費
- 第5項 土木施設災害復旧費
- 第2条第2表中
- 第6款 農林水産業費
- 第3項 農地費中 県土整備部関係
- 第8款 土木費
- 第11款 災害復旧費
- 第5項 土木施設災害復旧費
- 第3条第3表中
- 1 追加中 4～15
- 2 変更中 3～10
- イ 議案第73号 平成29年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第76号 平成29年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- エ 議案第77号 平成29年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- オ 議案第85号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第86号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第89号 主要地方道重茂半島線（仮称）熊の平トンネル築造ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第90号 主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第91号 久慈川筋長内町地区付替市道橋りょう（下部工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第92号 関口川筋関口川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第93号 大沢川筋大沢川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第96号 高田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めるこ

とについて

- ス 議案第97号 片岸地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第98号 閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第99号 金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第100号 宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第101号 船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第102号 一般県道安家玉川線根井地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第103号 大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係
(議案)

- ア 議案第79号 平成29年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）
- イ 議案第80号 平成29年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○佐々木茂光委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。去る2月14日に嵯峨耆朗委員が議員辞職したことに伴い、委員席につきましては現在御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中4から15まで及び2変更中3から10まで、議案第73号平成29年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号平成29年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第77号平成29年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第85号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第86号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 議案第67号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その4）の7ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、事業費の確定に伴う所要の整理や国の補正予算への対応に伴うものであり、6款農林水産業費、3項農地費のうち3,038万9,000円の減額、8ページに参りまして、8款土木費は57億9,789万円の減額、9ページ、11款災害復旧費、5項土木施設災害復旧費は13億1,916万1,000円の増額、合わせて45億911万8,000円を減額しようとするものです。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の147ページをお開き願います。6款3項2目土地改良費のうち当部関係は、次のページの148ページの説明欄中、県土整備部と記載された分であり、農業集落排水事業費補助の減額などがあります。

168ページをお開き願います。8款1項1目土木総務費の説明欄の三つ目、償還金は、国庫補助事業の額の確定に伴う国庫支出金の返還金の増額であります。

171ページ、2項道路橋梁費の2目道路橋梁維持費のうち道路環境改善事業費は、国の補正予算等に対応し、交差点改良、のり面対策などに要する経費を、除雪費は今年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費をそれぞれ増額しようとするものです。

172ページ、3目道路橋梁新設改良費のうち地域連携道路整備事業費は、復興道路等の整備に要する経費について、年度の執行見通しを踏まえ、減額しようとするものです。

174ページ、3項2目河川改良費では、国の補正予算等に対応し、基幹河川改修事業費は河川改修に要する経費、総合流域防災事業費は危機管理型水位計の設置に要する経費などについて、それぞれ増額しようとするものであります。

175ページ、3目砂防費のうち砂防事業費、火山砂防事業費、総合流域防災事業費は、国の補正予算等に対応し、土石流対策施設の設置などに要する経費を増額しようとするものです。

4目海岸保全費のうち津波危機管理対策緊急事業費は、県及び市町村の水門陸閘整備の進捗を踏まえた自動閉鎖システム整備に要する経費の減額等があります。

177ページ、4項2目港湾建設費のうち、最後の直轄港湾事業費負担金は、東日本大震災津波に係る国の港湾事業の執行見通しを踏まえて、減額しようとするものです。

179ページ、5項2目街路事業費のうち広域公園整備事業費は、高田松原津波復興祈念公

園に関する整備の一部を周辺他事業との施工時期の調整により減額しようとするものです。

181ページ、6項1目住宅管理費のうち下から三つ目、生活再建住宅支援事業費は、被災者の住宅再建を支援する市町村への補助で、その見通しを踏まえて減額を、2目住宅建設費のうち災害公営住宅整備事業費は、整備戸数等事業の見直し及び進捗を踏まえて減額をしようとするものです。

少し飛びまして、213ページをお開き願います。213ページ、11款5項1目河川等災害復旧費のうち河川等災害復旧事業費は、国の補正予算等に対応し、平成28年台風第10号災害からの復旧に要する経費等を増額しようとするものです。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その4）にお戻りいただきまして、議案（その4）、15ページをお開き願います。当部関係の事業は、6款3項農地費のうち、15ページ2行目、農業集落排水事業費補助、次の下水道事業債償還基金費補助の合計1,610万6,000円と、17ページ、8款土木費の598億8,432万3,000円、21ページに参りまして、11款5項土木施設災害復旧費の291億4,373万6,000円であり、合わせて890億4,416万5,000円であります。この主な内容は、東日本大震災津波に係る復旧復興事業や、平成28年台風第10号災害に係る復旧及び河川改修事業であり、翌年度に繰り越して使用するため繰越明許費を追加しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。24ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1追加中4空港管理運営から15港湾快適環境推進事業までの12事業、25ページに参りまして、2変更中3道路環境改善事業から10河川等災害復旧事業までの8事業について、それぞれ工期が翌年度以降にわたるものについて、期間及び限度額を設定または変更しようとするものです。

次に、当部所管の特別会計3件について御説明申し上げます。議案（その4）46ページをお開き願います。議案第73号平成29年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26万4,000円としようとするものであります。

47ページ、歳入中、1款1項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴う減額です。

48ページ、歳出中、1款1項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴う減額であります。

次に、55ページをお開き願います。議案第76号平成29年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,240万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,770万8,000円としようとするものであります。

56ページに参りまして、歳入中、1款1項負担金は、流域下水道事業に係る受益市町村からの負担金の確定に伴う減額、3款1項国庫補助金は建設事業に係る国庫補助金の確定に

伴う減額であります。

58ページ、歳出中、1款2項流域下水道建設費は、事業費の確定に伴う減額であります。

59ページ、第2表繰越明許費補正は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため、繰越明許費を追加しようとするものであります。

60ページをお開き願います。議案第77号平成29年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,534万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,270万6,000円としようとするものであります。

61ページ、歳入中、3款1項一般会計繰入金は、歳出事業の確定等に伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

62ページ、歳出中、1款1項港湾施設整備費は、事業費の確定に伴う減額であります。

63ページに参りまして、第2表繰越明許費は、予算を翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、負担議案2件について御説明申し上げます。84ページをお開き願います。議案第85号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについては、平成29年3月22日に議決いただいた土木関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、下閉伊郡山田町及び一関市の負担金の額を変更しようとするものであります。

85ページ、議案第86号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについては、平成29年3月22日議決をいただいた流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い、一関市及び西磐井郡平泉町の負担金の額を変更しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 何点かお伺いしたいと思います。

砂浜再生の養浜事業のうち、釜石市の根浜海岸の話ではありますが、復興交付金の効果促進事業で年度末までの1年間の事業で、砂浜の砂のつき方を調査していたと思いますが、その進捗を聞かせていただきたいと思います。

○岩淵河川課総括課長 根浜海岸の砂浜再生についてでございますが、コンサルタントを活用しまして現地調査及びシミュレーション等の調査を現在進めているところでございます。

さまざま調査している最中ございまして、今後、今年度末を目標に、学識経験者にも協議して、助言をいただきながら砂浜再生についての可否を判断してまいりたいと考えております。

○小野共委員 その調査結果の発表、事業自体が今月末までということでありました。そろそろ何らかの概要みたいなものが出てくる手応えみたいなのがわかっているのだろうか

と思いますが、調査事業の報告書みたいなものが公式に発表される時期はいつぐらいになりますか。

○岩渕河川課総括課長 資料の公式な発表は、現在最終の詰め等を行っているところでございまして、具体的にいつというところはまだ申し上げられないところでございます。

○小野共委員 平成30年度の前期なのか後期になるのかぐらいは教えていただきたい。そのぐらいは出ないのですか。

○岩渕河川課総括課長 今月末までには方向性を出したいということで考えています。

○小野共委員 今月末に報告書が出てくるということでもいいのですね。

○岩渕河川課総括課長 学識経験者にも今後、助言をいただくこととしておりまして、最終的には今月末を目標に進めているところでございます。

○小野共委員 そうすると、今度新年度の方向性みたいなものが出てくるのだろうと思いますが、平成30年度に復興交付金の効果促進事業の申請が今度県から国に行って、発注業務、あるいは着工の時期みたいなものというのは、当然変わることが予想されるでしょうから、概要でいいので今後のスケジュールみたいなものを聞かせていただきたいと思えます。

○岩渕河川課総括課長 仮に技術的に砂浜再生が可という判断となった場合は、来年度早々から砂浜再生の詳細設計に入りたいと考えております。その詳細設計の結果を踏まえながら、復興庁に対して工事に係る部分の交付申請を行って、それが配分されましたならば、今年度の後半から工事に入りたいと考えております。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第89号主要地方道重茂半島線（仮称）熊の平トンネル築造ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その5）の3ページをお開き願います。議案第89号主要地方道重茂半島線（仮称）熊の平トンネル築造ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

3、工事概要は、復興関連道路に位置づけ整備を進めている主要地方道重茂半島線熊の平堀内工区におけるトンネル及び橋梁下部工の築造等を行うものであり、平成27年10月20日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及び内容は、第3回変更においてインフレ条項に基づき請負代金額を変更したこと、保安林解除に伴い、工事着手可能となる区間の道路改良工を増工したこと、掘削後ののり面性状により、植生マット工を増工したこと。第4回変更につきましては、説明資料の2ページをお開き願います。トンネル掘削の進捗に伴い、地質状況の変化に対応するため支保パターンの変更が生じたこと、具体的には下図にあるとおり鋼アーチ支保工の追加が必要になったこと、トンネル掘削に伴い発生した岩塊を道路盛り土に流用するため、100センチメートル程度の岩塊を20センチメートル程度に小割りする破碎工の増工が必要となったものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきまして、5の契約金額ですが、当初の契約金額は27億9,817万2,000円、変更後の契約金額は34億8,629万8,320円で、当初契約に対し6億8,812万6,320円、24.6%の増となるものでございます。

請負者は、株式会社フジタ・大日本土木株式会社・株式会社佐々木組特定共同企業体。

工期は、現在の平成30年8月11日から変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第90号主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その5）の4ページをお開き願います。議案第90号主要地方道重茂半島線里地区道路改良（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

3、工事概要は、復興関連道路に位置づけ整備を進めている主要地方道重茂半島線里地区において、津波災害時に浸水しない道路を整備し、集落孤立の発生を防止するため道路新設や橋台の築造等を行うものであり、平成28年7月6日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容は、第3回変更においてA1橋台工を増工したこと。第5回変更については説明資料の4ページをお開き願います。まず、上の図におきまして、⑦と表記している部分について、隣接工事との調整により、延伸部分の下層路盤及び排水構造物を追加すること、下段の図にお示ししているとおり、擁壁工の指針改定に伴い、擁壁工の基礎部分の地盤改良工が必要となり追加すること。あわせて、次ページの図にお示しするとおり、取り付け道路位置の変更により、補強土壁工を増工するものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りいただきまして、5の契約金額ですが、当初の契約金額は7億2,792万円、変更後の契約金額は10億6,150万1,760円で、当初契約に対し3億3,358万1,760円、45.8%の増となるものでございます。

請負者は、三好建設株式会社。

工期は、現在の平成30年3月16日から平成30年7月24日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第91号久慈川筋長内町地区付替市道橋りょう（下部工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その5）の5ページをお開き願います。議案第91号久慈川筋長内町地区付替市道橋りょう（下部工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでござ

ざいます。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した河川堤防のかさ上げに伴い、長内町及び湊町地区において市道の橋梁かけかえを行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、議案説明資料の7ページをお開き願います。第2回変更につきましては、中段の図をごらん願います。仮栈橋工は、詳細設計により橋脚の施工時にかかる積載荷重を精査した結果、右側の図のように支持ぐい長及び支持ぐいの本数をふやしました。また、下段の図をごらん願います。仮締切工は、詳細設計により、土圧及び水圧を精査した結果、右側の図のとおり鋼矢板の長さを長目に変更しております。

8ページをお開き願います。今回の第4回変更においては、護岸工の施工箇所において、軟弱地盤が確認されており、図の赤丸の箇所において固結工法による軟弱地盤対策を実施するものです。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。5の契約金額ですが、平成27年10月20日に議決いただいた当初の金額18億1,440万円に対し、今回の変更により4億6,933万9,920円、25.9%の増額となり、変更後の契約金額は22億8,373万9,920円となるものでございます。

請負者は、宮城建設株式会社。

工期は、現在の平成31年3月15日から変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第92号関口川筋関口川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その5）の6ページをお開き願います。議案第92号関口川筋関口川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の9ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した関口川河口部において、津波対策の水門を新設する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、議案説明資料の10ページをお開き願います。今回の第4回変更においては、詳細設計の結果、下段の図の右側の赤囲みの部分について、基礎ぐいの本数を6本ふやすこと、最長のくい長を1メートル短く変更しております。

11ページをお開き願います。上段の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、地中に転石等が点在することが確認されたため、地盤改良の工法を変更するものでございます。また、下段の図をごらん願います。基礎ぐいの打設後の支持力確認試験の結果をもとに、設計支持力を確保するため、くい先端の補強を追加するものでございます。

恐れ入りますが、9ページにお戻り願います。5の契約金額ですが、平成27年10月20日に議決をいただいた当初契約の金額34億7,103万8,524円に対し、今回の変更により19億9,577万7,836円、57.5%の増額となり、変更後の契約金額は54億6,681万6,360円となるものでございます。

請負者は、西松建設株式会社。

工期は、現在の平成32年3月20日から平成33年3月20日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第93号大沢川筋大沢川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その5）の7ページをお開き願います。議案第93号大沢川筋大沢川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の12ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大沢川河口部において、津波対策の水門を復旧する工事を行うものでございます。

設計変更及びその内容は、議案説明資料の13ページをお開き願います。上段の図をごらん願います。第4回変更においては、漁港管理者との協議により、当初船揚場を取り壊しをして設置する予定であった仮設排水路について、上段の図の赤線でお示ししているとおり、計画の法線を変更しております。次に、中段の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、鋼矢板の材料規格を変更したこと。また、水産加工場への振動による影響に配慮するとともに、旧防潮堤基礎部への鋼矢板の打ち込みが必要となったことから、鋼矢板の打設工法を変更しております。

議案説明資料の14ページをお開き願います。今回の第5回変更においては、詳細な地盤調査の結果、液相が確認されたことから、基礎ぐいの打設工法を変更するものでございます。次に、中段の図をごらん願います。水産加工場への振動による影響を防ぐため、地盤改良工の打設工法を変更するものでございます。

恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。5の契約金額ですが、平成27年10月20日に議決をいただいた当初契約金額15億1,200万円に対し、今回の変更により7億5,628万2,960円、50%の増額となり、変更後の契約金額は22億6,828万2,960円となるものでございます。

請負者は、株式会社奥村組。

工期は、現在の平成30年12月21日から平成31年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第96号高田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案（その5）の10ページをお開き願います。議案第96号高田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の15ページをお開き願います。工事名は、高田地区海岸災害復旧（23災523

号その2及び591号その3) 工事。

工事場所は、陸前高田市気仙町地内。

契約金額は11億2,320万円で、請負率は88.01%。

請負者は、株式会社佐藤組であります。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した高田地区海岸において、気仙川水門の接続部分の防潮堤を復旧する工事であります。

工期は、平成32年3月15日まで、平成29年度から平成31年度までの3年間の債務負担行為で行うものであります。

なお、16ページに入札結果説明書、17ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 1点だけ説明をお願いしたいのですが、新規の防潮堤の工事が今回出てきたと。ちょっとおくれたというか、震災から7年経つわけですが、7年かかって発注されたという説明を少し聞きたいと思います。

○岩淵河川課総括課長 15ページの中ほどの施工位置図で御説明いたします。

当初は、右側の高田地区海岸の工事を施工しておりました。また、あわせて左側に気仙川水門を別途工事で発注しております。高田地区海岸につきましては、平成28年度に完成しておりましたが、隣接する気仙川水門との接続部分につきましては、気仙川水門の門柱が完成しなければ施工できなかったものでございまして、気仙川水門の施工進捗の状況から、施工が可能と認められた今回の発注となったものでございます。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第97号片岸地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩淵河川課総括課長 議案(その5)の11ページをお開き願います。議案第97号片岸地

先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりです。

工事場所は、東日本大震災津波により被災した片岸地先海岸に防潮堤を復旧することを目的とした工事を行うものでございます。

設計変更の理由及びその内容は、議案説明資料の19ページをお開き願います。第7回変更においては、堤体盛り土に流用土をそのまま使用する予定でありましたが、土質調査の結果、シルトを多く含んでいる土砂であったことから、品質を確保するためセメント改良を行ったものです。また、本事業の樋門は、釜石市の排水計画が決定したことから、樋門工を追加したものです。

20ページをお開き願います。今回の第9回変更においては、他事業で発生する土砂を流用する計画でありましたが、流用予定であった現場の土砂発生時期と本工事の施工時期の調整がつかず、流用土の利用が困難となったため、購入土に変更するものでございます。被覆工及び基礎工は、現場打ちコンクリート施工としておりましたが、生コンクリートの供給不足により、場所打ちコンクリートから2次製品に変更するものでございます。

恐れ入りますが、18ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成28年3月4日に議決いただきました第6回変更の金額69億383万7,360円に対し、今回の変更により33億544万8,000円、47.9%の増額となり、変更後の契約金額は102億928万5,360円となるものでございます。

請負者は、株式会社安藤ハザマ・若築建設株式会社特定共同企業体でございます。

工期は、現在の平成31年3月15日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第98号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保砂防災課総括課長 議案（その5）の12ページをお開き願います。議案第98号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の21ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した閉伊川河口部において、津波対策施設として水門及び防潮堤を新設する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容については、前回議決後の第4回、第5回変更の内容を22ページ以降の資料により説明させていただきます。22ページをお開き願います。まず、第4回変更についてですが、現在施工している左岸側の土留・仮締切工において、転石の出現や岩盤線の起伏により、鋼矢板の根入れを設計どおり確保できなかったことから、土圧との安定を確保するため、上段の図に赤、青または緑線で示す箇所で、高圧噴射攪拌、薬液注入及びグラウンドアンカーを追加したものでございます。下段の⑧に移りますが、発生土の他工事流用に伴い、残土の運搬場所が変更になったこと。また、河床汚泥の性状を考慮し、平面図に赤で示す範囲で重機作業を可能にするため、安定処理をしたものでございます。

続きまして、23ページをお開き願います。今回の第5回変更の理由及び内容についてですが、追加の地質調査により、中段の図に緑枠で示すとおり、水門本体のほか、図の下側の左岸部取り付け道路を含む広範囲に転石の存在が確認されたことから、下段の図に示しておりますが、P5堰柱の基礎ぐいのみを採用しようとしていたダウンザホールハンマ併用中掘工法を全ての堰柱に採用するものでございます。

次に、24ページをお開き願います。同様の理由によりまして、平面図に赤と緑で示す範囲の地盤改良の工法を機械攪拌から高圧噴射攪拌に変更するものでございます。また、下段の⑩のとおり、左岸防潮堤工を場所打ちコンクリートから2次製品に変更するものでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。平成28年台風第10号の洪水に伴い、仮締切及び右岸河川堤防が被災したため、その復旧を追加するものでございます。

恐れ入りますが、21ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成28年3月4日に議決いただいた第3回変更の金額178億8,005万8,800円に対し、今回の変更により114億6,229万1,640円、64.1%の増額となり、変更後の契約金額は293億4,235万440円となるものでございます。

請負者は、鹿島建設株式会社・大坂建設株式会社・三陸土建株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の平成33年3月15日まで変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野共委員 何点か確認をさせていただきたいと思っております。

本会議で質疑も出たところでありますが、工期は平成33年3月15日までと変更がないということですが、指摘があったとおり、当初約70億円だったものが今回約290億になったと、事実として契約金額が4倍になっているということでありましたが、今後完成までに契約金額が増額されるという可能性はどういうふうに見ていますか。

○大久保砂防災課総括課長 昨日の本会議の際にも同様に今後の変更増の見込みなどの質疑がありましたけれども、第3回の変更は標準断面設計から詳細設計にしたことを反映した変更でございます。今回は、前回議決いただいた第3回変更から現場に持ち込みまして、現場条件を確認しながら進めていく中で判明した変更でございます。

今後の見通しですけれども、右岸側はまだ施工しておりませんが、右岸側についても今回と同様の変更が生じるということが見込まれますので、その点については反映させております。左岸で今施工している第1期工事で仮締切を実施して河川の水をドライにした状況で、詳細に調べてわかった事象もでございます。右岸も同様に仮締切を実施して、締め切った後に詳細な調査をすれば、例えば岩盤線が上下していることもあるかとは思いますが、さほど大きな変更には至らないのではないかとというのが今の見込みでございます。ただし、もし変更がございましたときには、内容を十分に精査し、皆様に御説明しまして、御理解を得られるように努めてまいりたいと考えています。

○小野共委員 確かにきのうの本会議での質疑の中で、約400億円という金額が出たと思うのです。あれはどこから出た数字か、わかったら教えていただきたいと思えます。

○大久保砂防災課総括課長 昨日の質疑でも答弁させていただいたのですけれども、今回の水門本体の工事は、土木工事でございます。そのほかに別途発注の機械設備工事の水門の門扉もでございます。それと、今まで仮締切を別途発注として施工した経緯もございませし、用地補償、設計に係る費用等もございました。それらの費用の総額で、最終的には400億円程度になるのではないかと見込んでおります。

○小野共委員 県の発注の工事で、現段階で4倍になると。ほかの工事の変更請負契約で4倍になっているという工事はありますか。

○大久保砂防災課総括課長 工事につきましては、5億円以上が議会の議決が必要ということでお諮りさせていただいておりますけれども、そういった規模での変更契約案件で4倍程度といったものは、災害復旧工事において、同様に標準断面設計で発注したものが3.6倍となったものが今までにございますけれども、4倍は今回が初めてでございます。

○小野共委員 5億円以上の契約案件の請負工事が議会にかかると、それで今回が5回目の変更ということになります。5回の変更のうち、議会にかかったのが2回、その理由は、契約金額に2割以上の変更があったときに議会にかかると、1回目、2回目、4回目の変更は議会にかかっていなかった。今回は第3回変更から64%の金額の増額があったから議会にかかったと。議決事項として議会にかかっていないというのはわかるのですが、今後は、変更契約のあった時点で常任委員会のたびに報告はお願いしたいと思いますが、部長、どうですか。

○中野県土整備部長 昨日の本会議でも経緯を説明させていただきました。今御提案いただいた件につきましては、委員会運営の話でございますので、後ほどまた検討させていただきたいと思っておりますけれども、まず議案第98号につきまして、当初契約金額の4倍になるような変更契約の議案を提出せざるを得なかったというところにつきましては、やはり現場を統括する者として、あるいは技術者として非常に恥ずかしい事態になっているということは考えております。

その上で、こういったものを提出せざるを得なかったことを受けて、今後どうしていくかということにつきまして、二つほど述べさせていただきたいと思っております。一つは、この閉伊川の水門につきましては、施工技術検討をする場を、左岸で今やっておりますが、これから右岸の工事に入ります、右岸につきましては平成28年台風第10号で一度、掘れているということもありますので、さらに難易度の高い施工になると考えております。そういう意味で合理的な施工あるいはおくれさせないような工法はどういったものがあるのかにつきまして、国の専門家にも入っていただいて施工技術をしっかり検討する場を設けたいと思っております。

国からは、昨年12月の復興加速化会議の場で、復興事業においておくれなり難儀しているものにつきましては技術的支援をするということを国土交通大臣からもいただいておりますので、そちらの支援もいただきながら、しっかりと技術的に検討する場を設けて、右岸側の施工計画をしっかりと立てたいと思っております。

その中で今左岸が走っておりますので、左岸についてもさらに出現するものなりがあるようであれば、それは間に合えば反映させていただくという形で対応させていただきたいと思っております。

もう一点は、これはこの議案だけに限ったものではございませんが、主に水門工事につきましては、いわゆる標準断面で当初発注しているということがありますので、その後実際に現場に入ってみて、いろんな変更があつて増額になるという事案がほかの工事でも生じております。こういったものについて、なるべく早期に着手するという観点から、そういう手法をとったという判断をしたわけでございますが、これがどうだったのかというのは今の時点ではまだ判断、検証はできません。今岩手県の海岸線は700キロメートルありますが、それについて守る、防備ラインを確立していくという今までやったことのない事業をやっているわけでございます。これにつきまして、将来同じようなものをどこかでやることあるかもしれません。そういったときにどういうやり方がいいのかという判断ができるように、しっかりと今我々がやっていることを残す。どういう事態に直面して、何をやったかをしっかり技術資料として残していく作業をやりたいと思っております。それをまとめた上で、次に対応するときに判断する材料にさせていただけるような形を、今我々ができることとしてはやっていくということをやろうと。以上の二つをこういった状況の中でやってまいりたいというふうに考えております。それを前提に、ぜひこの議案については御審議いただければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○**小野共委員** 誤解してほしくないのは、私はやり方は間違っていないと思っています。全然責めていないです。では、やめろというのかと、私はそう思います。当初は発災の段階で、とにかく早く発注しなくてはならないと、そのとおりでした。私は、今でもそう思っています。今回も間違っていないと思っていますので。ただ、議会の仕事として、何もしなかったというわけにはいかないのだろうと思います。やるべきことはやっていかなくてはならないのだという意味であります。

それで、先ほど部長に、議決の案件となる、変更契約金額の2割以上というのに当てはまらなくても報告をお願いしますと言ったのは、議会のルールということではないのです。さすがに大きな変更契約が何度も何度もあって、当初の契約金額よりも大きい金額になっているというような批判があるのをできるだけ早く知っておきたいと。常任委員会として、きっちり調査、検査していますよという役割を果たさなくてはならないだろうという意味です。だから、ほかの常任委員会との整合性云々という話ではないのです。常任委員会のその他のときにでも執行部のほうから報告が欲しいというだけの話ですから、その辺をお願いしますと思います。

○**中野県土整備部長** ただいまの御提案につきましては、常任委員会を閉会中に開いてやるとか、あるいは委員会は開かなくても、別途個別に情報提供するとか、いろんなやり方あると思いますので、検討させていただいた上で行いたいと思います。

○**伊藤勢至委員** 明けて一昨年になりますけれども、平成28年台風第10号で結構被害が出たわけですが、その際の閉伊川の状況をまず確認をしてみたいと思います。

ここには2本の橋の工事と1本の水門工事が入っているわけですね。上流からいきますと、花輪、田鎖に向かう宮古西道路の橋脚の工事が2本分ぐらいは矢板を打って始まっていたでしょうか。そして、真ん中の宮古市下水道処理場、千徳に向かう三陸沿岸道路の橋梁、これは半分ぐらいが多分締め切りになっていたと思います。そして、この閉伊川水門工事で3分の2が矢板で締め切りになっていたという状況でありまして、一つの河川で3キロメートルから4キロメートルの間に矢板を打って半分ぐらいの水をとめている状況というのは余りないことだと思いますが、その結果どういことが起きたかといいますと、長沢川と閉伊川の合流点あたりが決壊をしまして、松山地区に濁流が流れ込んだわけでありまして、県立の建物がここには三つありまして、まずは松山荘、ここも床上3メートルぐらいでしょうか、それから宮古高等技術専門校、ここも1階の天井ぐらいまで、そしてもう一つは宮古警察署が移転工事中でありまして、本庁舎は1階の土間ぐらいまで、それから裏にある待機宿舎が1階の半分ぐらいまで冠水をしたわけでありまして、特に宮古警察署なんかは、1回津波をかぶっていますので、水をかぶらないというところで選んではずなのにかぶったということでありまして、その結果長沢川の土砂堆積を9億8,000万円除去しますということが出たわけでありまして、こういう短い河川の距離の間に3本も工事が同時発注になって、ひょっとして大水が出た場合に危ないなという、そういう議論をするような場がまずなかったのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

○岩淵河川課総括課長 河川区域内におきます工事につきましては、当然河川占用協議の段階におきまして、施工時の治水安全度等についても確認しながら計画しているところでございます。そういった中で協議が上がった段階におきましても、仮設治水流下断面を確保できているといったことを確認しながらやっているところでございます。

ただ、実際に平成28年台風第10号の災害におきましては、今議員御指摘のとおり長沢川、閉伊川との合流点付近におきましても、そういった被害が出てきております。これも結構大きな洪水が発生した原因となっております。そういったところから、現在長沢川についても改良復旧事業を導入しまして進めているところでございます。

○伊藤勢至委員 この閉伊川水門工事の現場は、現在閉伊川の3分の2を締め切っている状況であります。台風というものはいつ来るかわかりませんので、この工事はぜひ早くやっていただきたいと思いますが、3分の2を締め切って、3分の1だけがあいているところで水を飲んでいかなければならない。そういうことを宮古土木センターにお願いをしましたところ、あいている3分の1で3分の2までの水を飲めるような防潮堤の防御と深い掘削をしてという話で、今それをやっているかと思うのですが、その進捗状況をまず伺って、特に藤原地区の皆さんというのは東日本大震災津波でも、平成28年台風第10号でもやられて、また今度台風が来たら危ないのではないかと大変不安を持っていますので、その3分の1の部分で水を飲める工事がまずいつ終わるのか、これを早く教えてあげたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○岩淵河川課総括課長 3分の1の部分で水を流していくといったことのお話がありました。水門の仮締切の影響によりまして水位の上昇はあったものの、河川水位が堤防の高さを超えなかったことを確認しておりますので、閉伊川の流下能力は確保されていたものと考えているところですが、平成28年台風第10号の洪水を踏まえまして、閉伊川の洪水時の水位をさらに低下させるために、水門仮締切部の右岸側の拡幅や河道掘削を行ったところでございまして、この工事は昨年10月末に完成しております。そういったことから、流下断面を確保したところから、引き続き今後におきましても河道状況を確認するなど、異常気象時には対応するなどの万全を期してまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 素人が言って申しわけないのですが、このピアとピアの間があいているので、そこに例えば300とか500ミリメートルのパイプを上下でつなげて、そこから水をはかせるという、そういうのがあってもよろしいのではないですか。一つお話をしておきますが。

契約を変更してお金もふえてきたということですが、ふえた額に対して、県の負担額というのはどういうふうになるのですか。

○大久保砂防災害課総括課長 今回、第3回変更から大体100億円ぐらいの増額になっておりますが、これは復興庁への説明とあわせて国土交通省防災課へ重要な変更協議ということで、内容につきまして、おとしが2回、昨年が4回、計6回の協議を重ねております。そういった中で全てこの内容につきましては認めてもらいまして、国から国庫補助を

いただけるという内容になっております。県負担額につきましては、済みません、少し調べて出したいと思っております。

○伊藤勢至委員 あらかたの金額は国から認めていただいて入ってくると、こういう理解でいいわけですか。県の出費は余りないと、全部国の負担だから、どんどんふやしてやれと。それは宮古市、下閉伊郡に絞っていえばいい景気になると、こういうことですか。

○大久保砂防災害課総括課長 工法につきましては、国のほうで認めていただいております。国の負担額ですけれども、こちらは全額国が負担していただけるといった内容になっておりまして、県の持ち出しはございません。

○伊藤勢至委員 それから、24ページに宮古地区の生コンクリートの需給状況が参考ということで上がっていますが、要するに生コンクリートの供給がおぼつかないという理由で、これを2次製品にかえるというふうに読んでおるのですが、これはちょっと違うのではないかとこのように思います。実は県土整備部以外の発注の防潮堤工事の中でそういう2次製品を使いたいという声 came 来たとありますけれども、その前に沿岸の宮古市、下閉伊郡の生コンクリート業者を調査をしたところ、いや、大丈夫です、間に合わせます、供給できます、こういう話があったと聞いております。それは、復興に資するため地元業者を使っただけのが最も大事な点でありますので、2次製品があそこではできない、それしかできないというのであれば仕方ありませんが、沿岸の生コンクリート業者が供給できる質、量をクリアをするのであれば、ぜひ地元業者を使っただけ、地元にお金を落とすということをやらずに考えていただきたいというふうに思います。

どこのどこまでは詳しく言いませんが、実際半年ぐらい前にそういう話があって、ある部局で調査をしたところ、十分間に合うと言っていますので、ぜひ県土整備部でももう一回このところを確認をしていただけて、県内で供給ができる、間に合うということであれば県内のものをぜひお使いいただきたい。参考ということになっていますので、決定ではないのだと思いますが、それについてお考えを聞かせていただきたい。

○沖野技術企画指導課長 沿岸地区における生コンクリートを初めとした資材についてでございますけれども、委員御指摘のとおり、沿岸各地域で資材確保のための連絡調整会議等を開催いたしまして、そこに生コンクリート供給側にも参加していただきまして、いろいろ情報提供、あるいは調整といったものをさせていただいております。基本的には地元のものを地元で使うという基本方針のもと調整させていただきまして、現在参考としてお示ししている資料につきましては、生コンクリートを調整しなければ非常に需要が多過ぎるということで、できるだけプレキャスト化も考えながら、さらには地元の供給能力も目いっぱい使っていくといった考えの中で調整して現在進めているところでございます。

○伊藤勢至委員 みんなJ I S規格か何かで同じ規格のものでしょうから、A社、B社、C社の生コンクリートとジョイントベンチャーでやればいいわけですよ。俺のところでも間に合う間に合わないの話ではなくて、お互いに15ずつ、20ずつ、それでいいと思うのですが、これはまだ決定でないようでありますので、この工事以外にも県内の生コンクリ

ートで可能だということがあれば、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

最後に伺いますが、こういう契約を変えてほしいというのは、業者のほうから上がってくるものなのですね。管理監督をしている県が見て、水が湧きましたね、契約を変えましょうとか、石が出ました、変えましょうと、こういうことではなくて、受注した側から来るのですよね。

○大久保砂防災課総括課長 今回の変更につきましては、契約後の現場に踏み込んで現場条件を把握した中で生じた変更でございます。そうした中で、ではどうやって対応するかという対策工法の検討もあるかと思うのですが、こちらは発注者、受注者、あわせて設計をした3者協議に基づいて実施しております。妥当性はそこで確認しておりますし、先ほど申しましたとおり国への協議の中でも工法については説明して、最適かどうか厳しいチェックを受けております。また、事業完了後は会計検査院等の検査もありますので、そういったことを我々意識しながら、単純にできないから工法を変えるのではない、現場的に経済的に最適なものを選択するという意思のもとに設計しておりますので、3者協議がまずもとになっております。

○伊藤勢至委員 いろいろ議論しましたがけれども、いずれ閉伊川の3分の2が締め切っており、これは変わらない状況でありますので、ぜひこういう契約変更をどんどんやっていただいて、早く3分の2の締め切りをほどいていただいて、残りの3分の1にかかってもらいたいことをお願いして終わります。

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小野寺好委員 委員長、ちょっと休憩してもらうことができますか。

○佐々木茂光委員長 それでは、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 それでは、再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第99号金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し

議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保砂防災課総括課長 議案（その5）の13ページをお開き願います。議案第99号金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の26ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した金浜地区海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、27ページをお開き願います。中段の囲みになりますが、第5回変更において、工程調整に伴い、防潮堤盛り土材の採取先を変更し、運搬距離が増加したこと。また、下段の囲みに示しておりますが、今回の第10回変更では、岩盤線が当初想定した深さより浅い位置であったため、鋼矢板打込工の岩盤掘削が増加するものでございます。

恐れ入りますが、26ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成28年3月4日の第3回変更契約の金額22億4,434万1,520円に対し、今回の変更により6億1,393万320円、27.4%の増額となり、変更後の契約金額は28億5,827万1,840円となるものでございます。

請負者は、大豊建設株式会社。

工期は、現在の平成30年3月30日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第100号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保砂防災課総括課長 議案（その5）の14ページをお開き願います。議案第100号宮古市道沼の浜青の滝線沼の浜地区道路災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締

結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の28ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した2級市道沼の浜青の滝線を復旧する工事であります。

変更設計の理由及びその内容は、29ページをお開き願います。第1回変更では、上段①のとおり、盛り土材の一部について、仮置ヤードから施工箇所までの運搬を追加したこと。今回の第2回変更では、下段の②のとおり、盛り土材の一部について土質改良工を追加するものでございます。

恐れ入りますが、28ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成28年7月6日に議決いただいた当初契約の金額10億2,600万円に対し、今回の変更により4億8,968万3,880円、47.7%の増額となり、変更後の契約金額は15億1,568万3,880円となるものでございます。

請負者は、成和建設株式会社。

工期は、現在の平成30年10月4日から平成31年10月29日に変更になるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第101号船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から議案の説明を求めます。

○大久保砂防災害課総括課長 議案（その5）の15ページをお開き願います。議案第101号船越南地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の30ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した山田町船越地区において、県土整備部所

管の船越南地区海岸と農林水産部所管の船越漁港海岸の2件の契約に係る防潮堤等の復旧工事であり、平成27年3月4日に合併入札による議案として当初の契約締結の議決をいただいたものであります。

変更設計の理由及びその内容は、31ページをお開き願います。中段の赤枠部分で詳細な地質調査により転石の存在が確認されたことから、地盤改良工における補助工法を追加するものでございます。

続きまして、32ページをお開き願います。周辺他工事の建設発生土を防潮堤盛り土に利用するため、盛り土材の基準を満たすよう土質改良工を追加するものでございます。また、インフレスライド条項に基づき請負代金を変更するものでございます。

恐れ入りますが、30ページにお戻りください。契約金額ですが、平成29年3月3日に議決いただいた第3回変更契約の金額52億1,181万6,480円に対し、今回の変更により20億7,781万4,160円、39.9%の増額となり、変更後の契約金額は72億8,963万640円となるものでございます。

請負者は、戸田建設株式会社。

工期は、現在の平成30年3月30日から平成31年3月15日に変更になるものでございます。

参考としまして、33ページに合併入札2契約それぞれの変更の状況を添付してあります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第102号一般県道安家玉川線根井地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大久保砂防災課総括課長 議案（その5）の16ページをお開き願います。議案第102号一般県道安家玉川線根井地区道路災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の34ページをお開き願います。工事名は、一般県道安家玉川線根井の2地区ほか道路災害復旧（28災539号ほか）工事であります。

工事場所は、九戸郡野田村玉川地内。

請負金額は15億768万円で、請負率は97.98%。

請負者は、宮城建設株式会社・北星鉱業株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、平成28年台風第10号により被災した根井地区の8カ所について一括して契約を締結し、大型コンクリートブロック積工や、もたれ式擁壁工などにより延長約4キロメートル区間の復旧を行うものであります。

工期は、平成32年3月15日までで、平成29年度から平成31年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

35ページに入札結果説明書、36ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第103号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その5）の17ページをお開き願います。議案第103号大船渡港清水地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の37ページをお開き願います。工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した清水地区の海岸防潮堤の復旧を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容でございますが、議案説明資料の38ページをお開き願います。本工事は、標準断面で発注していたものでございまして、現地での施工に当たりましては、防潮堤の海側の港湾施設を利用している漁業関係者の皆様と施工時期を調整しながら施工範囲を区切って順次詳細設計を行った上で工事に着手しております。

今回の第10回変更でございますが、変更内容が三つございます。一つ目でございますが、上段の全体平面図の左端に旗上げしている区間の防潮堤、その隣の清水水門及び陸閘4基について、詳細な地盤調査の結果、支持層の位置が確認できたことから、左下の図のとおり基礎ぐいのくい長を変更するものでございます。あわせまして、巨礫が点在する層が確認されたことや、支持層がかなりかたい岩盤であることが判明したことから、右下の図のとおり基礎ぐいの打設工法を変更するものでございます。

資料の39ページをお開き願います。二つ目の変更内容でございますが、清水地区に整備する陸閘の数につきましては、震災前の15基から9基に減らすこととしておりまして、それに伴いまして乗り越し道路を設置することとしております。今般地元との施工時期の調整が整うとともに、詳細設計が完了したことから、今回変更時に追加するものでございます。

資料の40ページをお開き願います。三つの変更内容でございますが、清水地区の一部の区間は家屋や船舶修理スペースが防潮堤に近接しておりまして、陸上からの施工が困難な状況になっております。今回このような区間につきまして、海上に施工ヤードを確保するために仮栈橋を追加するものでございます。ただいま御説明いたしました三つの説明によりまして、金額が増額するものでございます。

恐れ入りますが、資料37ページにお戻り願います。契約金額でございますが、平成29年3月3日に議決された第7回変更契約の金額35億1,770万3,640円に対し、今回の変更契約により16億5,383万9,640円、47.0%の増額となりまして、変更後の契約金額は51億7,154万3,280円となるものでございます。

請負者は、りんかい日産建設株式会社。

工期は、現在の平成30年3月15日から平成32年3月20日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木茂光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から汚水処理県構想「いわて汚水処理ビジョン2017」について発言を求められておりますので、これを許します。

○矢内下水環境課総括課長 それでは、お手元に配付しております汚水処理県構想「いわて汚水処理ビジョン2017」について御説明申し上げます。

資料の2ページ目をお開きください。最初に、ビジョン策定の背景を説明します。汚水処理事業を取り巻く社会情勢の変化。施設の増加や施設整備の長期化、施設が老朽化することで更新投資の増大、人口減少等により収入の減少が見込まれ、これらのことから下水道経営を圧迫することが危惧されることから、下水道経営の健全化に向けた取り組みとして、持続的な汚水処理システムの構築、長期的な視点に立った効率的な維持管理を行うことが急務となっています。

国からは、今後10年程度をめどに汚水処理の概成を想定した各種汚水処理施設の整備計画及び市町村におけるアクションプランの策定、持続可能な運営のため、20年から30年と長期的に見据えた効率的な運営管理手法の検討の必要性があり、それらを踏まえて今回の汚水処理ビジョンを策定したところでございます。なお、策定に当たりましては、関連する岩手県の施策である岩手県人口ビジョン等との整合を図っていきます。

次に、3ページをお開きください。ビジョン策定の体制ですけれども、図をごらんください。まず、市町村において、アクションプランとして社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を検討したものを作成していただきました。それをもとに外部の有識者で構成するいわて汚水処理ビジョン検討委員会を設置し、意見と提言をいただきました。また、県民からは、パブリックコメントを実施して意見を頂戴したところでございます。それらを踏まえたビジョン案を県関係部課と全県市町村により構成する岩手県汚水適正処理推進会議にて協議、検討を行い、ことしの1月17日に承認を得て策定したところでございます。

次に、4ページをお開きください。ここでは、ビジョンの基本理念について御説明いたします。まず、青枠で囲んであります水環境の保全、未来に引き継がれる豊かな自然は、現在の豊かな岩手県の環境を後世にも引き継いでいくことが必要であることから、ビジョン全般にわたる基本理念としています。

以下、1、快適で豊かに暮らせる生活環境の早期実現、2、資源・再生可能エネルギーの有効利用、3、持続可能な汚水処理の運営、4、浸水不安のない街、5、汚水処理に関する普及啓発と、環境、エネルギー、運営、防災、啓蒙の視点から五つの基本理念を掲げています。それぞれの基本理念については、取り組む項目を設定していますので、次にそれらの御説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。ビジョンにおける取り組み項目の概要を説明いたします。まず1、汚水処理施設の整備として、2025年度の汚水処理人口普及率を91%とします。ち

なみに、2016年度末の普及率は全国平均が90.4%、岩手県は79.8%となっております。

次に、2、資源・エネルギーの利活用として、汚泥を肥料やセメント材料などの有効利用する割合を2015年末の83%から2025年度末には90%とすることとします。

次のページお開きください。3として、汚水処理施設の運営として四つの取り組みを説明します。汚水処理事業への公営企業法適用を推進することで、経営の自由化を図ります。施設の統廃合、広域化・共同化を推進して、右の棒グラフに示すように2016年度の処理場数は174カ所ですが、2040年度には129カ所とする予定です。また、汚水処理施設、重要幹線等の確実な耐震化や、下水道BCPの適宜見直し、充実化を進めることで、地震等の災害の備えの充実を図っていきます。なお、下水道BCPとは、災害などが発生したときに下水処理が中断しないこと、また中断した場合でも機能を早期に再開できるようにする計画をいいます。

次に、4、雨水対策として、内水による氾濫、すなわち市街地に降った雨が行き場を失って浸水被害を起こすおそれのある面積のうち、2025年度までに1,000ヘクタールの浸水被害の低減を図ります。また、内水ハザードマップ公表率を100%とします。右の円グラフに示すように、内水ハザードマップの公表をしている市町村は、2016年度末では10市町村ですが、2025年度末には過去に内水による被害のあった全ての市町村の公表を目指しております。

最後に、5、広報活動・普及啓発として、出前講座や施設見学会等の環境学習の推進や、未普及人口の解消や接続率向上のため、普及啓発活動を実施することで、県民に対して汚水処理施設の役割等を丁寧にわかりやすく説明し、理解を求めます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

○佐々木茂光委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○白澤勉委員 それでは、この際ということで2点お願いしたいと思います。

昨日の一般質問でも取り上げましたけれども、今回空港課の再編があるということで、中野部長からの答弁がありましたけれども、平成16年に利用促進も一体的にやっというということで取り組まれてきたという中で、本当に国際定期チャーター便の就航等、さまざまな厳しい環境の中でも成果を上げてきたということで、私は評価しているものがございます。来年度からは管理のみが県土整備部に残って、政策地域部に利用促進が移っていくという中で、空港課というのは、空港と港湾も一緒になっていた時代もあったり、分かれたりということもあって、港湾のほうはまず利用促進は残るということで、何を言いたいかというと、県土整備部は往々にしてつくって終わりみたいな言い方を昔はよくされていたのですが、ぜひユーザー目線の視点を県土整備部としてしっかりと残していただきながら取り組んでいく必要があると私は思っております。今回ちょっと残念ながら、空港の利用促進の部分がちょっと離れていくということで、そこら辺の利用促進といえますか、ユーザー目線での社会資本の整備のあり方みたいなところについて、中野部長から見解がありましたらお願いいたします。

○中野県土整備部長 今白澤委員のほうから御指摘のありましたユーザー目線、利用者の目で見たとしつかりとした社会資本の整備、あるいは維持管理ということも大事な視点だと思っております。これは空港に限らず道路、港湾もちろんですし、河川施設もある意味、そういう利用を考えていかなければならないと思っております。いろんなことに取り組んでおり、港湾についてはこれまでも利用促進をあわせてやっておりますので、まさに利用者の方々の目線ということですが、道路についても道路利用者会議、いろんな場面で意見もばらばらありますが、なかなかこれまでうまく活用できていなかったところがありましたので、そこはしっかりと意見を伺う場を設けて、次の整備なり管理につなげていくというところのサイクルを確立していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

来年度以降の空港管理の県土整備部に残るミッションですけれども、これは管理だけではなくて空港整備が必要であれば、それはやるということになりますので、利用促進のみが交通政策室に移るということをございます。その点は御理解いただきたいと思えます。

○白澤勉委員 ポートセールスの部分のみが、のみがという言い方もちょっとあれなのですけれども、隣の青森県はもうそれこそ港の利用促進も含めて一体的に、誘客促進で、結構成果を上げてきているということもあって、将来的に港湾のほうも、ある段階ではそっちのほうに移っていく可能性もあるのかなのか、そこはまたいろいろ議論はあるとは思いますが、ぜひ県土整備部としてその社会資本のあり方といいますか、そういったユーザー目線でしっかりと取り組んでいていただきたいなというところをまずちょっとお話しいたします。

それから、2点目でございますが、高田松原の津波復興祈念公園の関連でちょっとお伺いいたします。今国のほうで一部工事に着工していますし、昨年7月ですか、県の部分も工事が進み始めたということでは伺っておりますけれども、この津波復興祈念公園はどのように管理していくか。今までもいろいろ議会でも質問させていただいていますけれども、改めて今の管理のあり方みたいところをちょっと確認させていただければと思えます。

○藤井都市計画課総括課長 御質問のあった高田松原の復興祈念公園の管理についてでございますけれども、委員が御指摘のとおり国と県が、それから一部を市で事業を実施いたしております。国のエリア分については国にて管理することになりますし、県で事業を実施している部分は県で管理することになります。また、市が災害復旧事業で運動公園をつくりましても、その運動公園部分については市で管理するというようなことになるということで協議を進めているところでございます。

○白澤勉委員 今回の復興祈念公園、これはまさに全国あるいは県として整備する公園、県営の公園というふうに認識しております。たしか130ヘクタールぐらいという広大な面積の中に、国が国営の追悼・祈念施設を10ヘクタールとか、先ほど市で運動公園、競技場とか、たしか20ヘクタールとかという部分で、約100ヘクタールぐらいは県の管理する面積かと思っております。津波伝承施設、ラグビーワールドカップに向けてもまさに整備を進め

ており、内容のほうも今検討されているということでは理解しております。

一方で、あそこは震災遺構が多くあるというのが特徴でございますし、委員長が一般質問でもお話しされておりましたけれども、まさに震災の教訓を後世につないでいく意味では遺構のあり方というのはすごく重要な役割を果たしていくと思います。

そこでお伺いいたしますけれども、震災遺構の管理というものは、どのように今検討が進んでいるのか、ちょっとお伺いいたします。

○藤井都市計画課総括課長 震災遺構の管理につきましては、遺構そのものを残す遺構、残さない遺構があったのですけれども、その中で残すということについては、被害が大きかった陸前高田市民の方々の気持ちというのが一番大切になってくると思っております。その中でかなりの部分は、市の所有物でございますし、遺構そのものの管理についてはやはり市で行うというようなお話をしているところでございますし、それ以外のフィールド部分につきましては、現状では防護柵をつくって立ち入りをできないようにするというような管理をしているということについては微妙なところで、市と協議しているところでございまして、今後とも真摯に協議していきたいと思っております。

○白澤勉委員 震災遺構、市の思いというお話がありましたけれども、津波復興祈念公園というのは、陸前高田市にはありますけれども、まさに岩手県民の、あるいは東日本大震災津波で我々日本人が、あるいは世界の人たちがいろいろ思った、いろんな悔しさも含めて、そういったところを手を合わせたり、いろんな思いをはせる場所になるという意味で、まさに先ほど県が100ヘクタールに近い大きな面積の土地を管理する上で、市の所有物のところはありますけれども、県が果たすべき役割というのはいろいろあるのかと、そういった管理を含めてのかかわりの部分も出てくるのかと思っております。陸前高田市、県、そして国も絡んでくると思えますけれども、震災遺構の管理のあり方について、今まで7年間の中でいろいろなやりとりがその時々であったと思えます。そういったものをしっかり歴代の幹部の方々が、いろいろ協議してきた7年間があったと思えますので、ぜひそこら辺を県としても真摯にいろいろと協議をしながら、いい形で震災遺構を含めた津波復興祈念公園が整備されるよう取り組んでいただければと思います。部長から一言いただいで終わります。

○中野県土整備部長 高田松原地区にございます震災遺構のこれからの活用と管理ということで、まさに今関係者の間で、国もかかわってきますが、県も公園管理者としての検討、伝承施設を整備しているという立場もございます。いろんなかかわりがございますので、その中でこれから協議を進めてまいります。

県の役割という意味では、今委員御指摘のような震災後、起こったことを伝承していく上で県が果たす役割というのももちろんあると思えます。それは県土整備部だけではできない部分もあるので、そこはほかの部も入って進めていかなければなりません。公園管理者の役割ということでは、この場で答弁いたしましたとおり、まず今の設計の中では見守り遺構という形になっております。そういう基本設計になっておりますので、その前提で

公園管理者としてできることについては、しっかりとやってまいりたいと思っております。

実際にその震災遺構をどう活用するかについては、やはり所有者である市の意向を尊重しながら、その意向に沿った活用の中で、どのようなレベルの管理が必要なのか、県と市あるいは国がどういうふうに対応していくかというのは、これからの協議だと思っております。

○白澤勉委員 陸前高田市議会でも今やっていると思います。市の答弁でも、県に対するそういった過去のいろんな協議の過程も踏まえて、責任ある立場で管理いただきたいというようなお話もされているやに私も伺っておりますので、ぜひそこら辺しっかりと市、県、国が連携しながら取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○伊藤勢至委員 先ほど汚水処理県構想というのを伺いまして、ああ、いいことだなと思ったところであります。ただ、それと同時に私たちが忘れていけないのは、岩手県は清水、真水のおいしいところだということを再認識する必要があると思ったところであります。岩泉町の龍泉洞の水、国税庁が入って3,000万円を持っていったのは産業開発公社の中では恐らく全国で初めてでしょう。水を売るだけでもうかるのですから。宮古の水がそこまでいくかどうかはわかりませんが、宮古の水も結構おいしい水なのですよね、宮古市にいた人もいらっしゃるから。宮古の水は、根市から長根にかけての閉伊川の左岸側からの深井戸を打ち込んで自噴してきているのです。50メートルぐらいの井戸を打ち込んで、そこから自噴してきていますので、今回のようないろんな橋梁工事で50メートルの矢板を打ったら、これは大変なことが起こるなと心配していましたが、それ以上はいかなかったのでしょうか。15か20メートルぐらいでしょう。

そういう中で宮古市に言い伝えがありまして、沖の井というのがあるのです。沖の井戸です。浄土ヶ浜に昔沖の井という食堂、石川という食堂がありまして、今はなくなりましたが、その沖の井といいますのは、浄土ヶ浜の名物であります白亜紀の岩が沖のほうにずっと連なって出ていますね。その先端のあたり、宮古湾内から行って竜崎堤防を曲がって、昔は八戸穴と言いましたが、今は青の洞門と言っています。その青の洞門と浄土ヶ浜のほうから出てきた中間ぐらいのところに、月が満月のときは大潮ですから、三日月に近づいた、半月になるほど干潮のときに、その辺の海底からもこもこと水が湧いてきているという。それは閉伊川の、今言いました宮古市の上水道の水源となっております根市から長根にかけての地下の水がここに来て上がっているのではないかと、こういう言い伝えがあるということ、古老でもありませんが、沖の井の前の御主人から伺ったことがございます。

したがって、そういったものも閉伊川に限らず、閉伊川の水は早池峰山あるいは兜明神嶽が源流ではないかと言われておりますけれども、そういう長い距離を伏流水として流れて来ている水があるということ、改めて岩手県のいい水ということで思いをいたしていただきたい。これがある意味での産業開発なりなんなりに、第二の龍泉洞の水ではありませんけれども、そういうものにつながっていけばいいなという思いもありまして、水のお

いしい岩手ということはこの汚水構想計画の前にベースにお持ちになるべきではないかというふうに思ったところであります。

そして、小野小町が来ているというのです。小野小町が、おきのみて身をやくよりも悲しきは みやこ島への別れなりけりと歌を詠んだということで、別に観光ガイドをやっているわけではありませんけれども、宮古市の宣伝であります、そういうことも含めて我々の沿岸の水がおいしいというこの部分をベースに持っていくべきだと思ったところであります。せっかく御説明していただいた課長から、汚水の前の清水についてもお考えをいただきます。

○矢内下水環境課総括課長 今委員のほうから説明がありましたけれども、先ほど基本理念で御説明いたしましたけれども、水環境の保全、未来に引き継がれる豊かな自然をこのビジョンのベースとしております。その中には水環境の保全、清らかな水と美しい水辺環境を有している岩手県ということで、そういう思想を持ってこの自然を守っていくというふうに考えておりますので、当然おいしい水ということを念頭に置いているところでございます。

○阿部盛重委員 内陸の災害公営住宅の件ですけれども、当初は満室であったのに、もうあき状態が出ているというようなお話もあります。それがなぜそういうふうな状況になっているのかというのと、県全体の災害公営住宅であきを次の段階に、ステップとして進行している形かと思うのですが、その進行状況と、内陸の災害公営住宅の進捗状況を教えていただければと思います。

○辻村住宅課長 まず、内陸部の災害公営住宅であきが出ているというお話でございましたが、内陸部に建設を進めております災害公営住宅に関しましては、沿岸部と異なりまして意向調査を行った後に仮入居申し込み、ここの場所に建てたときに入りますかということで、実際に一回入居の希望をとっています。そして、その数に合わせた形で建設を行っているところでございます。基本的に最終盤でございますので、過不足なくということで進めてきたところでございます。

一方、先週日曜日に内覧会を行いまして、一番最初に完成します備後第1アパートの24戸でございますけれども、こちら実は実際入居の段になりましたら辞退者が出ております。当初そこに住むということで仮入居申し込みいただいた方ではあるとは思いますが、何らかの事情等で、やはりよろしいですというような方が出てきているのは、これはこれで事実でございます。

一方、入れないことを踏まえて、当初申し込んではいなかったけれども、入れませんかといったようなお問い合わせ等もいただいているところでございますので、こちらはタイミングを見て追加募集といったような形を行いまして、そこで調整をとっていききたいと思います。

基本的にはもう工事は最終盤でございますので、数を見込んで、実際の申し込みをいただいた数に合わせて建設を進めておりますので、そう大きく乖離は出てこない形になると

考えております。

次に、沿岸部の災害公営住宅の入居の状況でございますけれども、1月末時点で供用が開始されております災害公営住宅5,052戸に対しまして、空き室はこれまで退去された270戸を含め432戸となっており、入居率は91.4%となっております。

こうした空き室につきましては、まだ仮設住宅にお住まいの方々に、最終的に家を建てるのか、公営住宅に入られるのかということに迷われている方もいらっしゃるというのが原因と思っております。今後そういった方々の入居は進んでくるとは思っております。ただ、一方で、先ほど言いましたとおり、既に退去された方が相当数出てきております。市町村といろいろ連絡を取っているところですが、今後確実に入居が見込まれないような形になりましたら、災害公営住宅の制度といたしましては、発災後3年経過いたしますと一般公営住宅に振りかえができる制度となっております。そのためにはまずこれから確実に入ってくる人がいないと、一般の方を入れてしまって被災者が入れないという、この状況だけは避けなければなりませんので、それらをきっちり確認させていただいた上で、それぞれの要件が整ったところについては順次一般公営住宅に振りかえていくということを今後検討していくことが必要になってくると考えております。

内陸の災害公営住宅進捗状況でございますけれども、まずは県営分で先行してございました盛岡市の備後第1アパートも先般24戸が完成して今月9日に入居者の方に鍵を渡すということで、残りの棟については今もう工事が始まってございます。

それから、盛岡市の南青山については造成の設計等を行っている最中でございます。工事に向け、まずは地面を整備するところから始まりますので、今その設計等の段階になっているところでございます。

北上市につきましては、業者が決定いたしまして、同時に設計を進めております。

同様に奥州市の桜屋敷地区、それから旧千厩町の構井田地区、こちらは業者が決定しておりますので、今設計を行っております。

それから、一関市の駒下団地はもともと県営住宅の敷地でございますので、工事等はもう既に発注したところでございますので、順次工事が進んでいくと思っております。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第79号平成29年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）及び議案第80号平成29年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池次長兼経営総務室長 企業局関係の議案について説明申し上げます。

議案（その４）の68ページになります。議案第79号平成29年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）についてであります。主な事項について、金額の読み上げは省略し、説明申し上げますので、御了承願います。

第2条の68ページから69ページにかけての業務の予定量であります。これは年間販売目標電力量を出水率の増などに伴い補正するものであります。

69ページの第2項は、高森高原風力発電所建設事業及び築川発電所建設事業に係る事業費等合計額を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出予定額の補正であり、収入の第1款電気事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業収益は水力発電の目標電力量の増などにより電力量収入を増額し、第2項附帯事業収益は稲庭高原風力発電所の目標電力量の減などにより電力量収入を減額し、第3項財務収益は受取配当金の増などにより増額し、第4項事業外収益は消費税還付見込み額の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業費用は修繕費や委託費の契約額の確定及び所要額の見直しにより減額し、第2項附帯事業費用は高森高原風力発電所に係る保守点検委託料の減などにより減額し、第3項財務費用は企業債支払利息の確定に伴い減額し、第4項事業外費用は過年度分の消費税納付などにより増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳であります。70ページにお進みいただきます。第1項企業債は、地方公共団体金融機構の起債許可額に合わせ発行額を減額し、第4項雑収入は高森高原風力発電所の系統連系工事負担金清算金などにより増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳であります。第1項建設費は高森高原風力発電所及び築川発電所の工事費の確定に伴い減額し、第2項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の実績に応じて減額し、第3項電源開発費は電源接続案件募集プロセス負担金を増額し、第5項繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費など、所要額の見直しにより減額するものであります。

第6条は、当年度利益剰余金の一部について一般会計に繰り出しを行うため、震災復興・ふるさと振興パワー積立金に処分することを定めるものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

続いて、71ページにお進み願います。議案第80号平成29年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第2条の業務の予定量であります。年間総給水量及び1日平均給水量を超過水量の増などに伴い補正するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業収益は固定資産貸付料の減などにより減額し、第3項事業外収益は未利用資産売却による収益の増などにより増額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳であります。第1項営業費用は職員給与費や修繕費の所要額の見直しなどにより増額し、第2項財務費用は企業債の借入利率の確定に伴い企業債支払利息を減額するものであります。

72ページにお進みます。第3項事業外費用は、消費税納付額などの減により減額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳でございます。第1項企業債は工事費の実績に応じ発行額を減額し、第2項固定資産売却代金は公舎敷地の売却に伴い増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳であります。第1項改良費は工業用水道設備の改良工事費の実績に伴い減額し、第2項企業債償還金は過年度借り入れた企業債が過大であったことに伴う繰上償還分を増額するものであります。

第5条は、予算第4条の次に1条を追加し債務負担行為を設定するものであり、第一北上中部工業用水道沈殿池増設基本設計ほか業務委託等について、その期間と限度額を設定するものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、所要額の見直しにより増額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュ・フロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の343ページから376ページに記載しておりますが、これまで説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木茂光委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 築川ダムが今工事中だと思っております。これについて、一つはお願いですけれども、堤体が完成してきた様子をいつか見させてもらいたいと思っております。

それから、この堤体が完成した場合、人工湖ができるわけですが、ここの漁業権というのはどういうふうになるのでしょうか。

○細川業務課総括課長 築川ダムの人工湖を利用した漁業権についてでございますけれども、ちょっと私どもは発電事業者としてダムの計画に参加しておりまして、漁業権のほうまでは承知しておりません。

○伊藤勢至委員 今全国各地で、例えば近大マグロだとか、それから岡山理科大学で川の水を海水にかけて海水魚の養殖であるとか、そういったのがどんどん広まっていますし、2、3日前にはサケの養殖も始まったように伺っています。

今三陸の海が非常に元気がない状況にありますので、こういうときこそ思い切って淡水魚の養殖、八幡平ではもう既にイトウを養殖していますし、そういった考えを持ってもいいのではないかなと思ったりしています。同じ動物たんぱくであれば、海水であろうが、淡水であろうが、その要求はあるのだらうと思ひまして、そういう何か最初の一投になればいいなと思つたところでありますが、ダムを構えて水がたまれば魚も来ると。それも魚で発電するわけにはいかないのかもしれませんが、ちょっとお考えをいただければ可能性が広がるのかなと思つた次第であります。今すぐでなくてもいいので、後でわかったら教えていただければ、それで結構です。

○畠山企業局長 私どもダムを活用して発電する事業者として、その周辺の地域振興という観点で関心を持っていかなければならないというふうに考えておりますので、ダムの設置管理者は県土整備部所管でございますけれども、また県土整備部ともいろいろと相談しながら、地域振興の一環としての今御提案のあった養殖といったようなものがどこまで可能なかどうか、そういったことについてもよく相談しながら、また地域の御意向などもあると思ひますので、そういったところにも関心を払いながら対応させていただきたいと思ひます。

○佐々木茂光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木茂光委員長 ほかになければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。